

[一般論文]

2008年7月23日憲法改正と フランス第五共和制憲法における統治制度の改革

横尾 日出雄

1. はじめに
2. 1958年第五共和制憲法とその改正
 - (1) 第五共和制憲法の特質
 - (2) 第五共和制における憲法改正
3. 2008年7月23日憲法改正とその経緯
 - (1) 憲法改正の経緯
 - (2) 憲法改正の過程
4. 2008年7月23日憲法改正とその内容
 - (1) 憲法改正の内容
 - (2) 統治制度の改革とその特質
5. おわりに

1. はじめに

現行のフランス第五共和制憲法は、フランス憲法史上において、大革命以降の数度にわたる体制の転換とこれに相應する諸憲法の改廃が繰り返されてきた中で、第三共和制憲法（1875年～1940年）に次ぐ持続性を保持している。

1958年に制定された第五共和制憲法は、2008年には制定50周年を迎え

たが、その 24 回目の改正となった 2008 年 7 月 23 日の憲法改正によって⁽¹⁾、根本的かつ重大な変更が施され、その特質を大きく転換するものとなっている。この憲法改正は、およそ 50 箇所に及ぶ大規模なもので、改正内容も、大統領の多選の禁止、政府の権限の制約、国会の権限の強化、国会における野党の地位と権限の強化、法律施行後の違憲の抗弁と憲法院による合憲性審査、有権者の支持を得た議員発案による立法国民投票の導入など、これまでの規定と比べて、根本的な改正となっている。この改正によって、大統領権限の強化と国会権限の制約を特徴としていた第五共和制憲法の構造は、諸制度を現代化して公権力の諸組織の間の均衡を回復するという名目で、国会権限の強化と執行権の統制の強化が図られる方向に転換されようとしている。

たとえば、政府に関しては、立法過程における政府の介入が従前より制限されたのに対して、国会による政府の統制が強化された点で、従来は政府に認められていた国会の活動に対する主導的な役割を制約されることとなった。政府の対議会責任制度の具体的な手続を定める憲法第 49 条についても、その第 3 項が改正され、国会権限の強化と国会による政府の統制の強化の一端が、ここにも表れている⁽²⁾。

また、法律制定に関する国民投票の手続を定めた第 11 条の規定についても改正が施され、まず、その対象となる法律案に環境政策にかかわるものが追加され、さらに、有権者の支持を得た一定数の議員の発案に基づくものも議員提出法律案として国民投票に付託することができるようになった。すでに、1995 年 8 月 4 日憲法改正によって、国民投票の対象範囲が拡大されていたが、2008 年 7 月 23 日の改正により、さらにその対象範囲が広げられ、あらたに有権者と議員の発案に基づく国民投票が認められることになったのである。このように、従来までは大統領のみに認められていた国民投票を組織する権能が、国会の議員にも認められるようになったことは、権力間の均衡を回復し、国会の権限を強化するという今回の改正

の目的の一端が現れているといえる⁽³⁾。

そこで、本稿では、第五共和制憲法における統治制度改革に焦点をあてて、2008年7月23日憲法改正の経緯と内容を概観することによって、統治構造の変容の特色を明らかにすることとする。

2. 1958年第五共和制憲法とその改正

(1) 第五共和制憲法の特質

第五共和制憲法の特色

1958年に制定されたフランス第五共和制憲法は、ドゴールの権威主義的な憲法思想を反映して、大統領が強力な権限を有する「強い行政府」の統治構造をもつものとして特徴づけられていた。フランスの政治的伝統においては、「強い政府」に対する特別な警戒心が存在し、「行政権に対する議会の優位」という思想が定着していたが、第五共和制憲法は、この点で、「議会中心主義からの転換」、「議会に対する行政権の優位」への転換を示していた⁽⁵⁾。これは、下院たる国民議会中心の一元主義型議院内閣制を定めた第四共和制憲法の統治構造が、その運用上、結束力ある恒常的な与党多数派に基盤を置く安定した内閣を創り出すことができず、この不安定な内閣が国政の停滞を招き、とりわけアルジェリア事件に対して効果的な対処を行うことができなかつたことへの対応として説明されてきたものである⁽⁶⁾。

「憲法の尊重を監視」し、「公権力の適正な運営と国家の継続性を確保」する「大統領」は（第5条）、首相もしくは大臣の副署を必要としない大統領固有の権限として（第19条）、首相任命権（第8条第1項）、国民投票付託権（第11条）、国民議会解散権（第12条）、非常事態措置権（第16条）を有する。さらに、当初は地方名士層を事実上の母体とする限定的な選挙人団から選出されていた大統領が、1962年11月6日の憲法改正によって、国民からの直接普通選挙により選出されることとなって（第6条）、

国民議会と同様に民主主義的な正当性を援用できることとなった。そして、この憲法における二元主義型の議院内閣制の構造も、大統領制における特徴と議院内閣制における特徴とが大統領に有利なように結びつけられている。すなわち、国民により直接選出され、国会から独立している大統領は、国会により罷免されることはなく、また、政府の実質上の首長で、さらに国会の多数派の指導者であるような場合には、国民議会そのものを操作することが可能となるからである。

第三共和制ならびに第四共和制の下で、いわば全能の権限を保持していた国会は、「議会主義の合理化」の思想のもとに、その権限を大幅に制約された。国会は、その本質的権限である立法権を制約され、憲法に定められた一定の事項についてしか「法律」を制定することができず（第34条）、それ以外の事項については、行政権の管轄となり、「命令」によって定められる（第37条）こととなった。そして、憲法院は、国会の制定した法律に対する合憲性審査を行う権限を有する（第61条）が、これは何よりも国会の制定した「法律」が行政権の管轄である「命令」事項を侵害しないように監視するためのものであり、この制度が設けられた本来の目的は、「統治機構内における国会権限の枠づけの確保」ということにあった。さらに、国会が政府の責任を追及する権限も、厳格な手続によって制約されることになり（第49条・第50条）、国民議会による明白な不信任が表明されない限り政府に対する信任が存在するものと推定されることとなった。⁽¹⁰⁾

人権保障に関しては、憲法条文そのものに固有の保障規定が存在せず、前文において、1946年憲法によって確認され補完された1789年人権宣言において保障された人権の尊重を謳っているだけである。しかし、憲法院の人権保障機関への発展によって、とりわけ1974年の憲法改正により憲法院への提訴権者が拡大されたことによって、法律の合憲性審査のシステムが一般化し、現実の憲法運用の中で人権保障が確保されるようになった。

しかしながら、2008年7月23日の憲法改正によって、第五共和制憲法

の大統領中心の統治構造は、大きな転換を迎えることとなる。大統領の地位・権限の強化と国会権限の制約を特徴としていた憲法構造は、この改正によって、公権力の諸組織の間の均衡を回復するために、国会権限の強化と執行権の統制を目指した転換が図られようとしている。

行政府の二頭制

第五共和制憲法における行政府は、「大統領」と「政府」から成り立っている。「大統領」は国家元首であるが、「政府」は合議体であり、「首相」がその首長として政府の活動を指揮する。大統領は、「憲法の尊重を監視」し、「その仲裁によって、公権力の適正な運営と国家の継続性を確保」する（第5条第1項）とともに、「国の独立、領土の一体性、条約の尊重の保障者」（第5条第2項）としての職務を遂行する。これに対して、政府は、「国政を決定し、遂行する」（第20条第1項）とともに、「行政および軍勢力を司る」（第20条第2項）ことを任務としている。

したがって、これら憲法の規定から一見すれば、通常的一般行政を担当するのは政府の役割といえそうであるが、実際には、大統領の強力な指導の下に、政府が大統領の意思にそって行政を担うものとして運用され、憲法施行当初から、行政権については、大統領と政府（首相）という「行政府の二頭制」といわれる状況が顕在化していた。大統領は、固有の権限として、首相任命権（第8条1項）、国民投票付託権（第11条）、国民議会解散権（第12条1項）、非常事態措置権（第16条1項）などの強力な権限を付与され、また、1962年11月6日の憲法改正により導入された大統領直接公選制によって、その地位の民主的正当性を保持することにより、「仲裁者」というよりも「統治者」として存在することとなった。これに対して、政府は、国会に責任を負う立場にあって（第20条第3項）、首相も他の政府構成員も大統領により任免されることから、大統領と国会との連結機関としての機能を果たすこととなった。

「行政府の二頭制」が生じた背景には、第五共和制憲法の制定の趣旨そのものに起因する憲法構造と政治状況がある。そもそも、第五共和制憲法は、大統領の強固な権威の下に安定した政府を構築しようとした制憲者の意図があり、そのために、大統領の地位・権限を強化し、逆に、国会の権限を大幅に制約したという特色がある。第三共和制ならびに第四共和制においては、国会はきわめて強力な権限を保持していたが、小党分立の政治状況の中で、国会とくに下院で強固な多数派が形成されず、議院内閣制の統治制度の下で、安定した内閣を構築することができなかった。そこで、第五共和制憲法は、政府の安定化の方策として、大統領を統治構造の中心に据えて、政府が国会（とくに下院たる国民議会）のみに依拠するのではなく、大統領に依拠することによって、国会の信任が不安定であっても、大統領の信任を保持していれば存立しうるように位置づけたものである。

このように、第五共和制憲法の統治構造としては、政府が、大統領とともに行政府の一翼を担って行政権を担当するものであるが、議会に対して責任を負う点で、議会との関係で議院内閣制のシステムの中にあり、政府構成員の任免権を前提とした大統領の強力な権限に依拠するかぎりでは、二元主義型議院内閣制の統治制度の下にあると解することができる。これは、一般的には、大統領中心主義の視点を強調して、「半大統領制」の統治構造と理解されるものである。

(2) 第五共和制における憲法改正

憲法改正の概要

第五共和制憲法は、1958年の制定以後の間に24回の改正が施されている。⁽¹¹⁾

改正手続を定める憲法第89条によれば、憲法改正のためには、大統領もしくは国会議員による憲法改正の発議（第1項）、国会の両議院による議決（第2項前段）、国民投票による承認（第2項後段）もしくは

両院合同会議による承認(第3項)、の経路を辿ることが必要とされる。とくに、最終的な承認は、国民投票もしくは両院合同会議の2通りの方法があるが、第89条により改正が実現した22回のうち、大統領任期の短縮を内容とする15回目の改正(2000年10月2日憲法改正)についてのみ国民投票による承認の手法が採用されただけで、残りの21回の改正については、すべて両院合同会議による承認の方法が選択されている。

この24回の憲法改正について、実施された時期で区分してみると、以下の4つに分けることが可能である。まず、第一期として、1960年代初期の3回の改正がある(1960・6・4改正、1962・11・6改正、1963・12・30改正)。つぎに、第二期として、1970年代中期の2回の改正がある(1974・10・29改正、1976・6・18改正)。そして、第三期として、1990年代から2000年にかけて行われた10回の改正がある(1992・6・25改正、1993・7・27改正、1993・11・25改正、1995・8・4改正、1996・2・22改正、1998・7・20改正、1999・1・25改正、1999・7・8改正、1999・7・8改正、2000・10・2改正)。さらに、第四期として、21世紀に入ってから行われた9回の改正がある(2003・3・25改正、2003・3・28改正、2005・3・1改正、2005・3・1改正、2007・2・23改正、①2007・2・23改正、②2007・2・23改正、③2008・2・4改正、④2008・7・23改正)。このように、とくに1990年代以降は頻りに憲法改正が行われている。

第一期の憲法改正

第一期の憲法改正(1960年代初期の改正)では、3回の改正が行われている。

第五共和制憲法下で最初の1回目の改正(1960・6・4憲法的法律第60-525号)は、フランス「共同体」の制度を変更するもので、旧第85条および旧第86条を改正するものであり、旧第85条の手続により憲法改正

が実現したものである。

2 回目の改正（1962・11・6 憲法的法律第 62-1292 号）は、大統領の選出方法を間接選挙から直接普通選挙に変更するもので、第 6 条および第 7 条を改正するものであり、国民投票による法律制定の手續を定めた第 11 条によって憲法改正が行われたものである。

3 回目の改正（1963・12・30 憲法的法律第 63-1327 号）は、年 2 回の通常会期の期間を変更するもので、第 28 条を改正したものである。

これらの憲法改正は、憲法制定時から懸念されていた諸問題について、改正により対処したものであった。

第二期の憲法改正

第二期の憲法改正（1970 年代中期の改正）では、2 回の改正が行われている。

第五共和制憲法下の 4 回目の改正（1974・10・29 憲法的法律第 74-904 号）は、大統領・首相・国民議会議長・元老院議長のみに認められていた憲法院への提訴権を国会各院の 60 名以上の議員に拡大するもので、第 61 条を改正したものである。

5 回目の改正（1976・6・18 憲法的法律第 76-527 号）は、大統領選挙時の候補者の死亡・事故の場合の補完的措置を講ずるもので、第 7 条を改正したものである。

これらの改正は、憲法施行後の運用において明らかとなった問題に対して、一定の改善を図ったものであった。

第三期の憲法改正

第三期の憲法改正（1990 年代の改正）では、10 回の改正が行われている。

第五共和制憲法下の 6 回目の改正（1992・6・25 憲法的法律第 92-554

号)は、主として欧州共同体・欧州連合に関するもので、第2条を改正して、フランス語を共和国の言語とすること、第54条を改正して、国際協約に対する憲法院への提訴権を拡大し、国会各院の60名以上の議員にも認めること、第74条を改正して、海外領土の地位の変更の手續を改めること、そして、新たな章を新設して、欧州共同体・欧州連合に関する規定を設けたものである。

7回目の改正（1993・7・27憲法的法律第93-952号）は、司法制度改革に関するもので、第65条を改正して、司法官職高等評議会の構成・権限を変更すること、政府構成員の刑事責任に関する新たな章と第93条を新設したものである。

8回目の改正（1993・11・25憲法的法律第93-1256号）は、庇護権に関するもので、新たに第53-1条を新設したものである。

9回目の改正（1995・8・4憲法的法律第95-880号）は、国民投票の適用範囲の拡大、単一の通常会期制の制度化、議員の不逮捕特権制度の改革、共同体に関する諸規定ならびに経過諸規定の削除に関するもので、第1条、第2条、第11条、第12条、第26条、第28条、第48条、第49条、第51条、第70条、第88条を改正し、共同体に関する諸規定と経過諸規定を削除したもので、大規模な改正を施したものである。

10回目の改正（1996・2・22憲法的法律第96-138号）は、社会保障財政法律の法形式を設けるもので、第34条および第39条を改正し、第47-1条を新設したものである。

11回目の改正（1998・7・20憲法的法律第98-610号）は、ニュー・カレドニアの地位に関するもので、第13章を再度設けて、ここに新たな第76条と第77条を新設したものである。

12回目の改正（1999・1・25憲法的法律第99-49号）は、新たな欧州連合条約（アムステルダム条約）に関するもので、第88-2条と第88-4条を改正したものである。

13 回目の改正 (1999・7・8 憲法的法律第 99-568 号) は、国際刑事裁判所に関するもので、新たに第 53-2 条を新設したものである。

14 回目の改正 (1999・7・8 憲法的法律第 99-569 号) は、男女平等 (「パリテ (parité)」) に関するもので、第 3 条および第 4 条を改正したものである。

15 回目の改正 (2000・10・2 憲法的法律第 2000-964 号) は、大統領任期を 5 年に短縮するもので、第 6 条を改正したものであるが、第 89 条の改正手続で国民投票による承認の方法が採られた唯一の改正である。

以上の第三期の諸改正は、欧州連合等の国際組織や海外領土などの国際的な関係で改正の必要に迫られたもの (・ ・ ・ ・)、一定期間の憲法の運用をふまえて憲法全体の見直しを図る観点から個々の規定の改正が行われたもの (・ ・)、これまでの憲法の運用状況から憲法原理の転換を図る観点から改正が行われたもの (・ ・)、と分類することが可能である。しかも、この時期の改正はいずれも複合的な要因に基づいている。

第四期の憲法改正

第四期の憲法改正 (2000 年代の形成) では、9 回の改正が行われている。

16 回目の改正 (2003・3・25 憲法的法律第 2003-267 号) は、欧州共通の逮捕状に関するもので、第 88-2 条を改正したものである。

17 回目の改正 (2003・3・28 憲法的法律第 2003-276 号) は、地方分権化に関するもので、第 1 条、第 7 条、第 13 条、第 34 条、第 39 条、第 60 条、第 72 条、第 73 条、第 74 条を改正し、新たに第 37-1 条、第 72-1 条、第 72-2 条、第 72-3 条、第 72-4 条、第 74-1 条を新設したもので、多くの条文の変更が施されたものである。

18 回目の改正 (2005・3・1 憲法的法律第 2005-204 号) は、欧州憲法制定条約に関するもので、第 60 条と第 88-1 条を改正し、新たに第 88-5

条を新設したものである⁽¹³⁾。

19回目の改正(2005・3・1憲法的法律第2005-205号)は、2004年「環境憲章」に関する規定を憲法上明示するもので、前文ならびに第34条を改正したものである。

20回目の改正(2007・2・23憲法的法律第2007-237号)は、ニュー・カレドニアの地位に関するもので、第77条を改正したものである。

21回目の改正(㉑2007・2・23憲法的法律第2007-238号)は、高等法院の改革に関するもので、第9章(第67条および第68条)を改正したものである。

22回目の改正(㉒2007・2・23憲法的法律第2007-239号)は、死刑廃止に関するもので、新たに第66-1条を新設したものである。

23回目の改正(㉓2008・2・4憲法的法律第2008-103号)は、欧州連合に関するもので、第88-1条を改正したものである。

そして、24回目の改正(㉔2008・7・23憲法的法律第2008-724号)は、諸制度の現代化を図るため憲法全体の見直しを行ったもので、第1条、第3条、第4条、第6条、第11条、第13条、第16条、第17条、第18条、第24条、第25条、第34条、第35条、第38条、第39条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第47-1条、第48条、第49条、第56条、第61条、第62条、第65条、第69条、第70条、第71条、第72-3条、第73条、第74-1条、第88-4条、第88-5条、第89条を改正し、新たに、第34-1条、第47-2条、第50-1条、第51-1条、第51-2条、第61-1条、第71-1条、第75-1条、第87条を新設したもので、これまでのものとは比較できないほどの大規模な改正となったものである。

以上の第四期の諸改正は、第三期の場合と同様に、欧州連合等の国際組織や海外領土などの国際的な関係で改正の必要に迫られたもの(・・

・㉕)、一定期間の憲法の運用をふまえて憲法全体の見直しを図る観点から個々の規定の改正が行われたもの(㉑・㉒)、これまでの憲法の運用

状況から憲法原理の転換を図る観点から改正が行われたもの（ ・ ・ ⑳）、と分けることができる。しかし、24 回目の改正は、まさに第五共和制憲法の特質を大きく変えるものであり、「ドゴール」憲法の本質を転換するに等しい改正となっている。

3. 2008 年 7 月 23 日憲法改正とその経緯

(1) 憲法改正の経緯

2007 年大統領選挙とサルコジ大統領の就任

2007 年 4 月 22 日（第 1 回投票）および 5 月 6 日（第 2 回投票）に行われた大統領選挙の結果、ニコラ・サルコジ氏（国民運動連合 UMP）が、有力対立候補のセゴレーヌ・ロワイヤル氏（社会党 PS）を第 2 回決選投票で破って当選し、5 月 17 日に、フランス第五共和制第 6 代の大統領に就任した。⁽¹⁴⁾

各候補者は、選挙運動を通じて、自らの考え方や所属政党の理念に基づいて、様々な政策を公約として提示し、統治制度の改革や憲法改正にかかわる構想も示していた。サルコジ候補が公表した改革構想では、大統領の多選の制限、国民・国会に対する大統領の説明、国会の権限の強化、国会における野党の権限の強化、司法官職高等評議会の構成の改革など、大統領と首相の権限配分の見直しや国会権限の強化などの改革を打ち出していた。これに対して、対立候補のロワイヤル候補の掲げた公約では、国民議会議員選挙への比例代表的要素の導入と元老院議員選挙の改革、49 条 3 項の信任問題手続の廃止、憲法事項に関する元老院の拒否権の廃止、政教分離憲章の憲法への統合、司法官職高等評議会の構成の改革などが挙げられていた。⁽¹⁵⁾

サルコジ候補が掲げた上記の改革構想の多くのものは、やがて 2008 年 7 月 23 日憲法改正で実現していくことになる。

バラデュール委員会の設置

サルコジ大統領は、選挙公約で示した統治制度改革や憲法改正に関する構想に従って改革を進めるために、2007年7月18日のデクレ(第2007-1108号)⁽¹⁶⁾によって、「第五共和制の諸制度の現代化と均衡回復についての検討及び提案委員会」を設置して、この委員会の長にエドワール・バラデュール元首相(国民運動連合UMP)を任命した。そして、同日付けのバラデュール氏宛の「書簡」⁽¹⁷⁾において、自らの憲法改正の課題を示して、憲法改正の方向性を明らかにした。そこでは、大統領と首相との権限の配分の明確化、大統領の透明かつ本来的な職務執行の可能性の追求、大統領の権限の一定の制約、国会の権限と行政府の権限との均衡という視点が示されていた。

この委員会(通称「バラデュール委員会」といわれる。)は、バラデュール委員長他に、副委員長として、ジャック・ラング元教育相(社会党PS)とピエール・マゾー前憲法院院長の2名が任命され、委員としては、憲法学者をはじめ経済学者や哲学者、欧州議会議員、コンセイユ・デタ評定官など10名が任命され、13名から構成された。かくして、最大野党の社会党から大物政治家を起用するなど、各委員の考え方は異なっており、さまざまな意見を吸収しつつ憲法改正提案に向けた合意が目指されることとなった。

同委員会は、2007年11月1日までに答申を大統領に提出することが、デクレ(第2007-1108号)により定められていた。

バラデュール委員会の答申

バラデュール委員会は、2007年10月29日に、『より民主的な第五共和制』("Une République plus démocratique")と題する報告書を大統領に提出した。この報告書は、「よりよく統制された執行権」(Un pouvoir exécutif mieux contrôlé)、⁽¹⁸⁾ 「強化された国会」(Un Parlement

renforcé)、 「市民のための新たな諸権利」 (Des droits nouveaux pour les citoyens)、 の 3 つの章から構成され、全体として 77 項目の具体的な改正提案を含む極めて詳細なものとなっていた。提案の内容においても、かつてミッテラン政権末期に設置された憲法改正諮問委員会 (ジョルジュ・ヴデル氏が委員長となり、通称「ヴデル委員会」といわれる。) の提案にも依拠しつつ、保革の広範な考え方を反映したものとなっている⁽¹⁹⁾。

まず、行政府の改革に関するものとしては、大統領・政府・首相の役割の明確化 (5 条・20 条・21 条の改正)、国会における大統領の声明の創設 (18 条の改正)、大統領による文武官の任命に対する国会の統制手続の導入 (13 条の改正)、恩赦の手続の変更 (17 条の改正)、戒厳令の枠づけ (36 条の改正)、非常事態措置権の発動に関する憲法院の審査 (16 条の改正)、両院で可決された憲法改正案を大統領が中断する権能の廃止 (89 条の改正)、大統領選挙における候補者推薦制度の導入 (7 条の改正)、政府閣僚となる場合の補充議員の選出要件 (25 条の改正)、政府閣僚と全ての議員職との兼職禁止の明確化 (23 条の改正)、などが提案されている。

また、国会の強化に関するものとしては、議事日程の決定における国会の権限の強化と野党への保障 (48 条の改正)、信任問題手続の限定 (49 条の改正)、法律案審議における迅速手続の行使に対する国会側の拒否権の導入 (45 条の改正)、政府提出法律案に対する憲法院の事前審査と議員提出法律案のコンセイユ・デタへの付託 (39 条の改正)、計画法律の策定範囲の拡大 (34 条の改正)、両院議長による議員提出法律案・修正案の不受理の対抗の権限の承認 (41 条の改正)、政府の修正権の限定 (44 条の改正)、議員提出法律案・修正案の財政上の理由による不受理の準則の緩和 (40 条の改正)、両院における委員会数の増加 (43 条の改正)、修正案の審議における委員会の位置づけの明確化 (44 条の改正)、法律案の審議手続の変更と委員会の位置づけの明確化 (42 条の改正)、委員会審議の公開 (33 条の改正)、国会の統制・評価機能の役割の明確化 (24 条の改正)、臨時

会期における政府に対する議員の優先的質問権の行使（48条の改正）、両院による決議の採択の容認（24条の改正）、軍事行動に対する国会への報告と延長の場合の承認（35条の改正）、野党の権利の保障（4条の改正、51-1条の新設）、欧州問題担当委員会の設置（88-4条の改正）、欧州連合法令案の国会への付託の義務付け（88-4条の改正）、欧州連合加盟に関する条約批准を承認する法律案の採択手続の変更（88-5条の改正）、などが提案されている。

そして、市民の新たな権利に関するものとしては、元老院選挙における人口比例性の重視（24条の改正）、投票の平等性を確保するための独立委員会の設置（25条の改正）、経済・社会評議会の役割の拡大（70条の改正）、法律案に関する国民発案による国民投票制度の導入（11条の改正）、憲法改正手続の民主化（89条の改正）、司法官職高等評議会の改革（64条・65条の改正）、憲法院の構成の改革（56条の改正）、違憲の抗弁の導入と憲法院による裁決（61-1条の新設、62条の改正）、権利擁護官の設置（78条の新設）、多元主義評議会の設置（79条・80条の新設）、などが提案されている。

このように、委員会報告書の内容は、憲法改正について広範囲にわたって提案を行っているが、サルコジ大統領から評価されたものの、与野党それぞれから批判が多くみられた。

大統領の首相宛書簡

サルコジ大統領は、バラデュール委員会の報告書の提出を受けて、憲法改正を具体的に進めるために、2007年11月12日付けのフィヨン首相宛の「書簡⁽²⁰⁾」において、政府による憲法改正法案の策定を提案し、翌2008年2月から議会で審議できるように、2007年12月15日までに草案作成作業を終えるように求めた。

この書簡の中では、バラデュール委員会報告書の内容をふまえて、大統

領の憲法改正に対する姿勢があらためて示されており、「よりよく統制された執行権」として、大統領任期の多選の制限を強調し、また、「強化された国会」として、信任問題手続の制約について諸案を示し、さらに、「市民のための新たな諸権利」に関して、違憲の抗弁においてコンセイユ・デタと破棄院からの憲法院への移送を求めるものとなっていた。

(2) 憲法改正の過程

政府による憲法改正法案の策定

フィヨン首相率いる政府は、サルコジ大統領の要請を受けて、憲法改正法案の策定に着手し、バラデュール委員会の報告書の憲法改正提案に依拠しつつ、大統領の意向を最大限に取り入れて、2008年3月19日までに、原案を作成した。そして、コンセイユ・デタに原案を諮問した後に、同年4月23日に、全35カ条からなる「第五共和制の諸制度の現代化に関する憲法的法律案⁽²¹⁾」として、閣議(大臣会議)で決定し、同日に、大統領から議会に提出された。

この憲法改正法案では、以下の内容の改正点が提案されている。

まず、大統領・首相・政府の地位・権限に関するものとしては、大統領任期の連続2期までの制限(6条の改正)、組織法律による政府閣僚の人数の上限の設定(8条の改正)、大統領による文武官の任命に対する国会の統制手続の導入(13条の改正)、非常事態措置権の発動に関する憲法院の審査(16条の改正)、恩赦の手続の変更(17条の改正)、国会における大統領の声明の創設(18条の改正)、国防に関する首相の役割の変更(21条の改正)、政府閣僚となる場合の補充議員の選出要件(25条の改正)、などが挙げられている。

また、国会の地位・権限の強化に関するものとしては、国会の政府統制機能の役割の明確化(24条の改正)、計画法律の策定範囲の拡大(34条の改正)、両院による決議の表決の容認(34-1条の新設)、軍事行動に対す

る国会への報告と延長の場合の承認(35条の改正)、議員提出法律案のコンセイユ・デタへの付託(39条の改正)、両院議長による議員提出法律案・修正案の不受理の対抗の権限の承認(41条の改正)、法律案の審議手続の改善と審議における委員会の位置づけの明確化(42条の改正)、委員会の位置づけの変更と両院における委員会数の増加(43条の改正)、修正案の審議における委員会の位置づけの明確化(44条の改正)、法律案審議における迅速手続の行使に対する国会側の拒否権の導入(45条の改正)、組織法律案の審議手続の変更(46条の改正)、会計検査院の役割の明確化(47-2条の新設)、議事日程の決定における国会両院の権限の強化と野党への保障(48条の改正)、臨時会期における政府に対する議員の優先的質問権と政府の答弁(48条の改正)、信任問題手続の限定(49条の改正)、野党の権利の保障(51-1条の新設)、欧州連合の法令案の国会への提出の義務付けと欧州問題担当委員会の設置(88-4条の改正)、欧州連合加盟に関する条約批准を承認する法律案の採択手続の変更(88-5条の改正)、などが挙げられている。

そして、市民の権利にかかわるものや司法制度・憲法院など関するものとしては、野党の権利の保障(4条の改正)、元老院選挙にける人口比例性の重視(24条の改正)、国外居住者の代表性の原則の変更(24条の改正)、投票の平等性を確保するための独立委員会の設置(25条の改正)、憲法院の委員任命手続の変更(56条の改正)、違憲の抗弁の導入と憲法院による裁決(61-1条の新設、62条の改正)、司法官職高等評議会の改革(65条の改正)、経済・社会評議会への請願の制度の導入(69条の改正)、経済・社会評議会の役割の拡大(70条の改正)、権利擁護官の設置(71-1条の新設)、などが挙げられている。

このように、この憲法改正法案では、バラデュール委員会の報告書の憲法改正提案に依拠しているものが多いが、大統領任期の連続2期までの制限という改正点は、委員会提案にはなかったもので、サルコジ大統領の意

向が強く反映したものとなっている。それに対して、法律案に関する国民発案による国民投票制度の導入という改正点は、この憲法改正法案からは消失しているのが特徴的である。

議会における憲法改正法案の審議と改正の成立

2008年4月23日に、大統領から議会に提出された政府の憲法改正法案は、まず、国民議会の審議にかけられ、7月9日に、第2読会で最終的に可決された。元老院では、7月16日に、その第2読会で最終的に可決された。かくして、国会両院の審議では、一定の修正が施されたが、両議院それぞれにおいて可決された。

この憲法改正法案は、最終的な承認の方法として、国民投票への付託ではなく、両院合同会議に付議されることが大統領により決定された。そして、7月21日に、両院合同会議で採択され、この憲法改正案が承認されることとなった。しかし、両院合同会議による承認には、国会両議員の5分の3以上の賛成が必要とされるが、承認に必要な票数が538票であるのに対して、賛成539、反対357、棄権9、という結果で、必要数にわずか1票を上回るだけのギリギリの承認であった。

政府提出の憲法改正法案に対して、大統領与党の国民運動連合（UMP）においては、支持する議員が圧倒的であったが、改正の内容に批判的な者やサルコジ大統領に反発する者など少数の議員が反対した。最大野党の社会党（PS）では、大統領および与党に対する批判的な立場から、反対する議員がほとんどであった。しかし、改正法案の内容からすれば、かつてミッテラン政権時代の憲法改正提案と共通する部分も数多くあり、反対票を投じたのは、政治的立場から判断せざるを得ない状況にあったといえる。

かくして、政府提出の憲法改正法案は、最終的に承認され、7月23日に大統領によって審署されて、「第五共和制の諸制度の現代化に関する2008年7月23日憲法的法律（第2008-724号）」として、第五共和制憲法

下で24回目の憲法改正が成立した⁽²²⁾。

4. 2008年7月23日憲法改正とその内容

(1) 憲法改正の内容

このようにして実現した2008年7月23日憲法改正は、諸制度の現代化を図るため憲法全体の見直しを行ったもので、およそ50箇所にも及ぶ条文の改正が施された大規模な改正である。

基本理念、「主権」（第1章）に関する規定の改正

(a) 公職等への男女の平等参画 <第1条・第3条の改正>

「公職等への男女の平等参画」（「パリテ (parité)」）に関する規定は、すでに、1999年7月8日憲法改正により第3条第5項に新設されていたが、本改正によって、いわば憲法の基本理念を定める第1条の第2項に移設され、「選挙により選ばれる議員職及び公職」に加えて、新たに「職業的・社会的要職」についてもその対象とした。これに伴って、旧第3条第5項は削除された。

(b) 多元的な意見の表明と政党等の公正な参加の保障 第4条の改正

第4条は、「政党」に関する規定であるが、第2項の「第3条最終項に」の文言が、上記の条文の移動によって「第1条第2項に」と修正された。また、この第4条に第3項を新設し、「多元的な意見の表明と政党等の公正な参加の保障」に関する規定を定めた。

「大統領」（第2章）に関する規定の改正

(a) 大統領任期の連続2期までの制限 第6条の改正

第6条は、大統領の選出方法及び任期に関する規定であり、「大統領の任期」に関して、従来は多選を制限する規定はなかったが、連続して二期

までとする第2項の規定を新設し、旧第2項を第3項に移動した。

(b) 法律案に関する国民発案による国民投票制度の導入 第11条の改正

「大統領の国民投票付託権」について定める第11条の規定は、次のように改正されている。

第1項に関して、国民投票の対象となる3つの法律案のうちで、「国の経済・社会政策及びそれにかかわる公役務をめぐる諸改革に関する政府提出法律案」について、「環境政策」に関するものを加えて、「国の経済・社会・環境政策及びそれにかかわる公役務をめぐる諸改革に関する政府提出法律案」に改正された。

第2項に関しては、変更はなく、従前の第3項は、第7項となり、「政府提出法律案」の後に「もしくは議員提出法律案」の文言が加えられて、「国民投票によって政府提出法律案もしくは議員提出法律案の採択が確定したとき」に改正された。

そして、有権者の支持を得た議員の発案に基づく国民投票の組織に関する規定として、新たに、第3項乃至第6項が追加された。すなわち、第3項では、10分の1以上の有権者の支持と5分の1以上の国会議員による発議により第1項の問題に関する国民投票を議員提出法律案の形式で組織できること、第4項では、国民投票の発案の要件や憲法院による審査の要件が組織法律により定められること、第5項では、この議員提出法律案が期間内に両議院で審議されなかった場合には大統領がこれを国民投票に付託すること、第6項では、この議員提出法律案が国民投票により採択されなかった場合には同一問題に関する新たな発案は2年後でなければできないこと、が定められている。

なお、この新たな改正規定は、これらの実施に必要な法律および組織法律が定められて効力を発することになっている。

(c) 大統領による文武官の任命に対する国会の統制手続の導入 第13条の改正

大統領は「文武官を任命する権限」を有する（第13条第2項）が、この任命に対する国会の統制を及ぼすために、新たに第13条第5項が新設された。すなわち、大統領の任命権の行使について、一定の要職については国会両院の常任委員会の審査・投票に付されるものとなった。

(d) 非常事態措置権の発動に関する憲法院の審査 第16条の改正

大統領は「非常事態措置権」を有する（第16条）が、新たに第6項を新設して、一定期間経過後に、憲法院が非常措置の発動のための要件がなおも充足されているかどうか審査する手続が定められた。

(e) 恩赦の手続の変更 第17条の改正

大統領の「恩赦権」（第17条）について、個別に行うものとして、権限の行使を限定した。

(f) 国会における大統領の声明の創設 第18条の改正

大統領は議会に「教書」を朗読させることができる（第18条）が、新たに第2項の規定を新設して、両院合同会議として集会する議会で、大統領が出席し、教書に関して声明を発することが認められるようになった。また、旧第2項は、第3項に移動し、集会する「国会」の文言が「両議院」に修正された。

「国会」（第4章）に関する規定の改正

(a) 国会の政府統制機能の役割の明確化と国外居住者の代表性の原則の変更 第24条の改正

第24条は、「国会の構成」を定める規定であるが、旧第34条第1項で定められていた「法律の表決」に関する規定を第24条第1項に移動し、さらに、「政府活動の統制と公の政策の評価」もあわせて「国会の任務」とする規定とした。

これに伴って、旧第 1 項乃至第 3 項は、第 2 項乃至第 4 項となり、さらに、第 3 項の「国民議会」に関して議員の上限数が 577 とされ、また、第 4 項の「元老院」に関して議員の上限数が 348 と規定上明示された。

そして、国外居住者が元老院に代表されるとしていた旧第 3 項後段の規定を、新たに第 5 項として新設し、国外居住者が国民議会および元老院に代表されるとして、国外居住者の代表性の原則を変更した。

(b) 政府閣僚となる場合の補充議員の選出要件と独立委員会の設置 第 25 条の改正

第 25 条第 2 項は、議席に欠員がある場合の補充議員の選出要件に関する規定であるが、新たに、「議員が政府閣僚となる場合の補充議員の選出要件」についても組織法律が定めるものとの規定が追加された。これは、議員が政府閣僚となった後に政府の職務を離れた場合には議席を回復できることが想定されたものである。

また、新たに第 3 項を設けて、国会議員の選挙に関する投票の平等性を確保するために、「独立委員会」を設置し、国民議会議員の選挙区の画定ならびに国民議会議員・元老院議員の議席の配分に関する選挙法改正案について、意見を公表することが定められた。この独立委員会について、その構成等を定める「憲法 25 条に規定された委員会並びに国民議会議員の選出に関する 2009 年 1 月 13 日法律 (第 2009-39 号)」が制定されている。

本条に関して、「憲法 25 条の適用に関する 2009 年 1 月 13 日組織法律 (第 2009-38 号)」が定められている。

「国会と政府の関係」(第 5 章)に関する規定の改正

(a) 計画法律の策定範囲の拡大 第 34 条の改正

旧第 34 条第 1 項で定められていた「国会による法律の表決」に関する規定を第 24 条第 1 項に移動したことによって、第 34 条では、旧第 2 項以下が新第 1 項以下に順次繰り上げとなった。

法律事項について定める旧第2項第1号の規定に、新たに「メディアの自由、多元性及び独立性」の文言が追加されて、第1項第1号となった。

同じく法律事項について定める旧第3項第1項の選挙制度に関する部分の規定を、より詳細な規定とし、第2項第1号となった。

さらに、「国の経済的・社会的活動の目標を定める」計画法律について規定する旧第7項に関して、新たな第6項で「国の活動目標を定める」との規定に変更して、「計画法律」の策定範囲を拡大した。そのうえで、新たな第7項で、計画法律による公財政の多年度の方針策定が規定されることとなった。

(b) 両院による決議の表決 第34-1条の新設

これまで第五共和制下では認められてなかった各議院による「決議の表決」が、第34-1条第1項で認められるようになった。しかし、第2項では、決議の表決が政府の責任を問うものや政府に対する命令を含むものと政府が考える決議案については、受理することができないと定められている。

なお、本条は、実施に必要な法律および組織法律が定められて効力を発することになっているが、「憲法第34-1条、第39条及び第44条の適用に関する2009年4月15日組織法律（第2009-403号）」が定められている。

(c) 軍事行動に対する国会への報告と延長の場合の承認 第35条の改正

宣戦について国会の承認を定めた旧第35条に関して、旧規定を第1項とし、新たに、軍事力介入の決定について介入後3日以内に政府が国会に報告すること（第2項）、介入が4ヶ月を超えるときは国会に延長の承認を求めること（第3項）、4ヶ月の期間満了時に国会が会期中でない場合には、国会は会期の開始を決定すること（第4項）が、定められた。

(d) オルドナンスの追認の明確化 第38条の改正

「立法の委任」について定める第38条に関して、オルドナンスの制定と追認の手続を定める第2項に、明示的にでなければ追認できないとする文

言を追加した。

- (e) 政府提出法律案の提出要件の適合性と憲法院の事前審査ならびに議員提出法律案のコンセイク・デタへの付託 第 39 条の改正

「法律の発議権」について定める第 39 条に関して、旧第 2 項で定められていた元老院の先議について、国外居住者のフランス人の代表に関する法案の部分が削除され、新たに第 3 項乃至第 5 項が新設された。

第 3 項では、政府提出法律案の提出が組織法律の定める要件に適應するものであること、また、第 4 項では、政府提出法律案が組織法律の準則が遵守されていない場合に憲法院の審査がありうること、さらに、第 5 項では、議員提出法律案のコンセイク・デタへの付託、について定めている。

なお、本条は、実施に必要な法律および組織法律が定められて効力を発することになっているが、「憲法第 34-1 条、第 39 条及び第 44 条の適用に関する 2009 年 4 月 15 日組織法律 (第 2009-403 号)」が定められている。

- (f) 両院議長による議員提出法律案・修正案の不受理の対抗 第 41 条の改正

「議員提出法律案・修正案の不受理の対抗」について定める第 41 条第 1 項では、従来この権限が政府のみに認められていたが、新たに、提出された議院の議長にもこの権限が認められることとなった。

- (g) 法律案の審議手続の変更と審議における委員会の位置づけの明確化 第 42 条の改正

「法律案の審議手続」について、旧第 42 条第 1 項は、政府提出法律案の審議手続として、政府の提出した法文について行うものと定められていたが、第 42 条第 1 項では、政府提出法律案でも議員提出法律案でも、本会議における審議の対象を原則として委員会が可決した法律案とし、第 2 項で、憲法改正案・予算法律案・社会保障財政法律案については、最初に提出された議院の第一読会では、政府の提出した法文について審議を行うものと規定された。

また、第3項において、本会議前の委員会における審議が十分確保されるように、先議の議院では提出後6週間、後議の議院では送付後4週間の期間が満了しなければ、本会議における審議ができないと規定され、第4項では、第3項が適用されない場合について定めている。

このように、法律案の審議において、従来の政府提出の法文を中心とするものから、委員会での審議を重要視する改正となっている。

(h) 委員会の位置づけの変更と両院における委員会数の増加 第43条の改正

「法律案の委員会への付託」について定める第43条では、旧規定では、第1項で特別委員会への付託を、第2項で常任委員会への付託を定めて、前者を重視する立場にあったが、新たな規定では、第1項で常任委員会への付託を、第2項で特別委員会への付託を定め、さらに、第1項で、各議院における常任委員会数の上限を6から8に増やした。

ここにおいても、委員会の役割の重要度を高めている。

(i) 修正案の審議における委員会の位置づけの明確化 第44条の改正

「修正権」について定める第44条では、第1項で、国会議員と政府が修正権を有することが定められているが、新たに、この修正権の行使が、議院規則の要件に従って、本会議または委員会で行われるとする一文が追加された。

なお、本条は、実施に必要な法律および組織法律が定められて効力を発することになっているが、「憲法第34-1条、第39条及び第44条の適用に関する2009年4月15日組織法律（第2009-403号）」が定められている。

(j) 法律案審議における迅速手続の行使に対する国会側の拒否権の導入 第45条の改正

「法律案審議と両院合同委員会」について定める第45条において、第2項は、政府が両院合同委員会の開催を求める権能について規定しているが、この中で、従来は、政府が緊急性を宣言した場合に合同委員会の開催が行

われることになっていたが、政府が迅速手続の開始を決定し、各院の議長会議が共同で反対しない場合に、合同委員会の開催が可能となるように改められた。また、同項において、従来は、合同会議の開催を求めるのは首相のみであったが、議員提出法律案については、両議院の議長も共同でこの権限を行使できることとなった。

(k) 組織法律案の審議手続の変更 第 46 条の改正

「組織法律案の審議手続」を定める第 46 条について、第 2 項を改正して、迅速手続が開始される場合を除いて、第 42 条第 3 項の定める期間が満了しなければ、本会議における審議ができないと規定され、第 42 条の通常法律案の審議手続と同様に、委員会における審議を確保するように改められた。

(l) 会計検査院の役割の明確化 第 47-2 条の新設、第 47 条・第 47-1 条の改正

「会計検査院」に関して、従来は、予算法律について定める第 47 条の第 6 項と、社会保障財政法律について定める第 47-1 条の第 5 項で、その役割が規定されていたが、新たに第 47-2 条を設置して、その第 1 項で、会計検査院の役割をより明確に規定し、第 2 項で、公行政の会計が適法かつ公正なものとする原則が定められた。

(m) 議事日程の決定における議院の権限の強化と野党への保障 第 48 条の改正

「議事日程」について定める第 48 条の規定は、全面的に見直され、旧第 1 項乃至第 3 項は、新たに第 1 項乃至第 6 項に改められた。

本会議の議事日程は、これまで、政府が定めることが原則とされ（旧第 1 項）、各議院が優先的に決定できるのは月 1 回の本会議だけであり（旧第 3 項）、議員の質問と政府の答弁のための本会議は、少なくとも週 1 回の本会議が優先的に留保されるだけであった。

これに対して、議事日程を定めるのは各議院であることが原則となり

（第1項）、ただし、4週のうち2週については、政府の要求するものが優先的に留保され（第2項）、また、一定の事項について政府が請求するものについては優先される（第3項）ことが定められた。そして、4週のうち1週については、各議院の決定が優先され（第4項）、さらに、月に1日は、野党の発議に基づくものに留保されることとなった（第5項）。

議員の質問と政府の答弁のために週1回の本会議が充てられるが、臨時会期の期間も含めることが、条文上明記された（第6項）。

このように、實際上、各議院が議事日程と審議対象を決定することができる期間が、大幅に拡大したわけではないが、議事日程の決定は各議院が行うことを原則とし点は、大きな転換といえる。

(n) 信任問題手続の限定 第49条の改正

「政府の責任と不信任決議」について定める第49条に関して、第3項は、政府が責任をかける信任問題の手続を定めており、従前は、法律案の法文に関して責任をかけるものであった（旧第3項）が、政府の政策の実施の基本となる予算法律案と社会保障財政法律案の表決に責任をかけることができるのを原則として、他の政府提出法律案または議員提出法律案の場合は、各会期に1つに限ってこの手続を採ることができるもの（第3項）と改められた。

この点については、バラデュール委員会の憲法改正提案では、信任問題の対象を予算法律案と社会保障財政法律案の表決に限定していたが、実現した改正では、その他の政府提出法律案や議員提出法律案にも援用できるものとされた。そもそも、バラデュール委員会の提案の趣旨は、政府による第3項の信任問題手続の利用が、これまでは国民議会に対する強大な圧力となり、法案の法文が対象となっていたので、立法過程における審議のあらゆる段階でこの手続を利用することができ、しかも、これを利用する場合には、国民議会から不信任動議が提出されない限りは、当該法文が採択されたとみなされ、法文自体に関する表決がカットされてしまうことに

対して、政府にとって最重要な法案となる予算法律案と社会保障財政法律案のみに限定し、法案の表決を対象とすることで、審議の最終段階における手続の利用に限定しようとしたものである。しかし、最終的に実現した憲法改正では、予算法律案と社会保障財政法律案だけでなく、限定的であるとはいえ、その他のすべての法案にも援用できるようになったため、委員会の趣旨が希薄化してしまったことは否めない。

(o) 政府の声明 第 50-1 条の新設

新たに設けられた第 50-1 条では、「政府の声明」について定めがなされた。すなわち、政府は、特定の問題について討議の対象となる意思表明を行うことができ、責任をかけることなく、この声明を表決の対象とすることができるものとされた。これは、責任の発動にかかわるものではないが、第 49 条第 4 項による一般政策の表明について元老院の承認を得る場合と同様の効果が認められるものとなる。

(p) 会派の権利・野党の特別な権利の保障 第 51-1 条の新設

第 51-1 条が新設されて、「会派の権利」ならびに「反対会派と少数会派の特別な権利」について、憲法上明記されることとなった。

(q) 調査委員会の設置 第 52-1 条の新設

「調査委員会の設置」を可能とする第 52-1 条の規定が新設された。これは、改正された第 24 条第 1 項で、国会の任務として明記された「政府活動の統制と公の政策の評価」を遂行するために、情報の収集を目的とした「調査委員会」を各議院に設置することを認めるもの（第 1 項）で、調査委員会の組織・運営の準則は法律で、委員会の設置の要件は議院規則で定めるものとされた（第 2 項）。

「憲法院」（第 7 章）に関する規定の改正

(a) 憲法院の委員任命手続の変更 第 56 条の改正

第 56 条は、「憲法院の構成や任命方法」に関する規定であり、その第 1

項では、9名の委員から構成され、大統領・国民議会議長・元老院議長がそれぞれ3名ずつ任命することが定められていたが、新たな規定が追加された。すなわち、大統領による任命については、第13条第5項の手續が適用されて、各議院の権限を有する常任委員会の投票で5分の3以上の反対票がないことが必要とされ、また各議院の議長による任命については、当該議院の権限を有する常任委員会の意見に従うものとされた。

このように、従来、「憲法院の委員の任命」について、大統領・国民議会議長・元老院議長それぞれが有していた裁量的な任命権が、それぞれ国会の議院の意思に拘束されるようになって、この権限を枠づけるものとなった。

なお、この新たな改正規定は、これらの実施に必要な法律および組織法律が定められて効力を発することになっている。

(b) 国民投票の対象となる議員提出法律案に対する憲法院による事前的合憲性審査 第61条の改正

第61条は、「憲法院による事前の合憲性審査」に関する規定であり、その第1項で、「義務的な合憲性審査」の対象として、組織法律と国会の議院規則について定められていたが、新たに、第11条に定める国民投票の対象となる議員提出法律案についても、この義務的な事前の合憲性審査の対象となることが加えられた。

これまでも、国民投票に付託される法律案に対する憲法院の事前の合憲性審査の問題は、国民投票にかかわる課題の一つであったが、この改正によって、憲法院の事前審査が制度として定められたことは大きな意義を有する。しかし、議員発案により国民投票の対象となる議員提出法律案のみに憲法院の合憲性審査が限定され、従前から問題となっている政府提出法律案に対する事前審査がなおも除外されているという点では、問題点としては残されたままである。

(c) 違憲の抗弁の導入と憲法院への付託 第 61-1 条の新設

「憲法院による合憲性審査」は、事前に行われる抽象的審査であったが、新たに第 61-1 条の規定が新設され、「違憲の抗弁」による憲法院への移送という方法によって、事後的な具体的審査による合憲性審査の制度が導入されることとなった。すなわち、「裁判所に係争中の訴訟において、法律の規定が憲法の保障する権利及び自由を侵害するとの主張がなされたときには、定められた期間内にコンセイユ・デタ若しくは破棄院が決定する移送に基づいて、憲法院は、この問題について付託されることができる。」(第 1 項)とされ、「本条の適用の要件については、組織法律がこれを定める。」(第 2 項)と規定された。

このような制度の挿入は、フランス憲法における違憲審査のあり方を大きく転換するものでもあり、一般市民の側から、具体的事件に関して憲法上の権利・自由を侵害する法律の違憲性を主張することが可能となり、その合憲性を憲法院が審査することは、ますます憲法院が憲法裁判所としての機能を果たしていくことになる。

なお、本条は、実施に必要な法律および組織法律が定められて効力を発することになっているが、「憲法第 61-1 条の適用に関する 2009 年 12 月 10 日組織法律 (第 2009-1523 号)」が定められている。

(d) 憲法院判決の効力 第 62 条の改正

第 62 条は、「憲法院判決の効力」について定める規定であるが、第 61-1 条の違憲の抗弁による合憲性審査の方法の導入に伴って、改正が施された。

第 1 項の規定には、新たに「第 61 条に基づいて」との文言が加えられて、従前の第 61 条による合憲性審査の場合の規定とされた。また、新たに、第 2 項で、第 61-1 条による合憲性審査の場合の規定となり、違憲と裁定された規定は、廃止されるものと定められた。

そして、旧第 2 項の規定は、新たに、第 3 項に移設された。

「司法権」（第8章）に関する規定の改正

(a) 司法官職高等評議会の改革 第65条の改正

第65条は、「司法官職高等評議会」の構成・権限等について定めるが、全面的に改正されている。

まず、旧第1項は、司法官職高等評議会が大統領により主宰され、司法大臣が当然の副議長となることを定めていたが、この旧第1項の規定は削除された。そして、司法官職高等評議会は、裁判官について権限を有する部会（裁判官部会）と検察官について権限を有する部会（検察官部会）を含む（第1項）が、従来、両部会の構成員となっていた大統領および司法大臣が、いずれも両部会の構成員ではなくなった（第2項・第3項）。ただし、司法大臣は、懲戒の場合を除いて、部会の会議に参加することができるものとなっている（第9項）。

つぎに、「裁判官部会」については、破棄院院長が主宰し、5名の裁判官、1名の検察官、1名のコンセイユ・デタ評定官、1名の弁護士、ならびに6名の有識者から構成されるものとなり、有識者の選任は、大統領・国民議会議長・元老院議長により指名されるが、憲法院の委員の任命と同様に、大統領による指名については、第13条第5項の手續が適用されて、各議院の権限を有する常任委員会の投票で5分の3以上の反対票がないことが必要とされ、また各議院の議長による指名については、当該議院の権限を有する常任委員会の意見に従うものとされた（第2項）。また、第4項および第6項で、裁判官部会の権限について規定されている。

そして、「検察官部会」については、破棄院検事総長が主宰し、5名の検察官、1名の裁判官、1名のコンセイユ・デタ評定官、1名の弁護士、ならびに6名の有識者から構成されるものとなり、有識者の選任方法は、第2項の裁判官部会の場合と同様である（第3項）。また、第5項および第7項で、検察官部会の権限について規定されている。

さらに、第8項では、司法権の独立を保障する大統領（第64条第1項）

の諮問に応ずることなどのために、司法官職高等評議会が「合同部会」として集会することが規定され、その構成について定めを置いている。

第 10 項では、新たに、組織法律の定める要件に従って、当事者による付託を受けることが定められた。

第 11 項では、旧第 9 項と同様に、本条の施行要件が組織法律により定めることが、規定されている

なお、この新たな改正規定は、これらの実施に必要な法律および組織法律が定められて効力を発することになっている。

以上のように、司法官職高等評議会に関して、大統領と司法大臣の役割が大きく変更され、とくに大統領の実質的な影響力が著しく低下することとなった。

「経済社会（環境）評議会」（第 11 章）に関する規定の改正

(a) 経済社会環境評議会への改組と請願による付託 第 69 条の改正

旧第 69 条は、経済社会評議会の職務について定めていたが、本条の改正によって、「環境」問題も取り扱うものとして「経済社会環境評議会」に名称が変更され（第 1 項・第 2 項）、新たな第 3 項においては、市民からの「請願による付託」も、組織法律の要件に従って、認められるようになった。

あわせて、第 11 章の標題も、「経済社会環境評議会」に改められた。

なお、この新たな改正規定は、これらの実施に必要な法律および組織法律が定められて効力を発することになっている。

(b) 国会による諮問 第 70 条の改正

旧第 70 条では、経済的・社会的問題について、政府による諮問を受けることが定められていたが、本条の改正によって、経済的・社会的・環境的問題について、政府のみならず国会による諮問も受けることができることとなった。

(c) 構成員の数の上限の設定 第71条の改正

経済社会環境評議会の構成・運営の規則について組織法律に委ねる第71条の規定において、新たに、構成員数の上限を233名とすることが定められた。

「権利擁護官」（第11章の2）に関する規定の新設

(a) 権利擁護官の設置 第71-1条の新設

新たに、第11章の2として「権利擁護官」に関する章が新設され、権利擁護官の権限・任命等について定める第71-1条の規定が新設された。

権利擁護官は、公的な組織による権利および自由の尊重について監視する（第1項）ことを任務とし、権利を侵害された者から、また職権で自ら、付託することができる（第2項）。

さらに、権利擁護官の権限は組織法律で定めること（第3項）、第13条第5項のに基づいて、大統領により6年の任期で任命されること（第4項）、その活動について大統領および国会に報告すること（第5項）、などが定められている。

なお、この新たな改正規定は、これらの実施に必要な法律および組織法律が定められて効力を発することになっている。

「地方公共団体」（第12章）に関する規定の改正

(a) 海外の地方公共団体の追加 第72-3条の改正

海外の地方公共団体について定める第72-3条に関して、第2項および第4項において、それぞれ海外の地方公共団体が追加された。

(b) 海外県・海外州に対する調整措置の方法の変更 第73条の改正

第73条は、海外県・海外州に対する調整措置に関する規定であるが、従来、法律による授権の方法を定めていた部分で、新たに「法律又は命令」による授権の方法に改められた（第2項および第3項）。

なお、この新たな改正規定は、これらの実施に必要な法律および組織法律が定められて効力を発することになっている。

(c) 本国法の拡張適用等の拡大 第 74-1 条の改正

第 74-1 条は、海外地方公共団体への本国法の拡張適用の手續を定めているが、新たに、当該地方公共団体の特別な組織に立法的性格を有する規定を準用できることも認められるものとなった (第 1 項)。

(d) 地域語に関する規定の新設 第 75-1 条の新設

「地域語」を保障する第 75-1 条の規定が新設された。

「(フランス語圏及び) 提携協定」(第 14 章) に関する規定の改正

(a) フランス語圏に関する規定の新設 第 87 条の新設

第 14 章に、「フランス語圏」に関する第 87 条の規定が新設され、第 14 章の標題も「フランス語圏及び提携協定」と改められた。

「欧州共同体及び欧州連合」(第 15 章) に関する規定の改正⁽²⁴⁾

(a) 欧州共同体・欧州連合の法令案の国会への提出の義務付けと欧州問題担当委員会の設置 第 88-4 条の改正

第 88-4 条は、「欧州共同体・欧州連合の法令案の国会への提出」について定めるもので、旧第 1 項では、政府が両院に義務的に提出する対象となっていたものは、法律の性質を有する規定を含むものに限られていたが、この限定が削除された (第 1 項)。したがって、その他の法令案についても義務的に両院に提出することになった。

また、「欧州問題に関する決議」は、欧州連合の機関から発せられるすべての文書に関して採択できるように、第 2 項が改められた。

そして、第 3 項が新設されて、国会の各議院に「欧州問題を担当する委員会」が設置されることとされた。

(b) 欧州連合加盟に関する条約批准を承認する法律案の採択手続の変更

第 88-5 条の改正

第 88-5 条は、「欧州連合加盟に関する条約批准を承認する法律案の採択手続」を定めているが、旧規定では、欧州連合および欧州共同体への国家の加盟に関する条約の批准を承認する法律案については、すべて大統領によって国民投票に付託されることになっていた。

本改正では、この旧規定を第 1 項として整備し、新たに第 2 項を設けて、国民投票による採択の方法に代えて、両院合同会議による採択の方式も採用されることとなった。すなわち、各議院の 5 分の 3 の多数で動議を可決することにより、第 89 条第 3 項の手続すなわち憲法改正における両院合同会議による手続に従って、この法律案の採択をすることができるものとなった。

「改正」(第 16 章)に関する規定の改正

(a) 国会の審議期間の確保 第 89 条の改正

第 89 条は、憲法改正の手続に関する規定であるが、国会における改正案の審議について、新たに第 2 項で、第 42 条第 3 項に定める期間の要件に基づいて両議院で審議されるとする文言が明記された。

これによって、法律案の審議の場合と同様に、憲法改正案の審議についても、最初に改正案を受理した議院では、提出後 6 週間を、また、後議の議院では、送付後 4 週間を満了しなければ、本会議で審議できないものとなった。

(2) 統治制度改革とその特質

以上のような 2008 年 7 月 23 日憲法改正は、諸制度の現代化を図ることを理念とした掲げたバラデュール委員会報告書の憲法改正提案に大きく依拠したものとなっており、執行権とくに大統領権限の行使の改革、国

会の権限の強化、市民の権利保障のための諸制度の改革、という3つの方向性を目指したものとなっている。

大統領の地位・権限に関する改革

大統領の地位・権限に関しては、まず、大統領の任期が2期までに限定されることとなった(第6条の改正)。これによって、大統領は、最長2期10年までとなり、2000年10月2日憲法改正による大統領任期の短縮(7年から5年に短縮)と相まって、大統領職の職務行使期間がより短く固定することになる。そもそも、2000年改正において、任期を5年に短縮したのは、国民議会議員の任期と同一にすることによって、大統領選挙と国民議会選挙を同時期に実施して、コアピタシオン(保革共存)の状況を回避し、国民議会さらには首相に対する大統領の優位性を保つことであった。そして、今後の改正に際して、パラデュール委員会の憲法改正提案では、大統領の地位・職務を定める憲法第5条に、大統領が国政を決定するという規定を第3項に追加し、政府の職務を定める憲法第20条第1項から、「決定する」の部分を削除して、単に国政を遂行するという規定に修正することによって、両者の権限配分上の不明確さを解消し、いわば大統領の首相に対する優位性を憲法規定上明確にしようとしたが、与野党の批判を受けて、実現には至らなかった。⁽²⁵⁾

また、大統領は、首相や大臣の副署を必要としない固有の権限として(第19条)、首相任命権(第8条第1項)、国民投票付託権(第11条)、国民議会解散権(第12条)、非常事態措置権(第16条)を有するが、今後の改正で、国民投票付託権と非常事態措置権の行使に関して、改革がなされている。第11条の国民投票について、有権者の10分の1の支持を得た5分の1の国会議員にも国民投票の発案権が認められることによって、国民投票の発案権が拡大され、これまで大統領のみに国民投票の発案権が独占されていた状況からすれば、国民投票の制度の大きな転換といえる。ま

た、第16条の非常事態措置権の行使について、新たに第6項が新設されて、一定期間経過後に、憲法院が非常措置の発動のための要件がなおも充足されているかどうか審査する手続が定められ、大統領の権限行使に一定のコントロールを図ることが明記されたことになる。

そして、第13条の改正により、大統領の文武官任命権の行使に対して、一定の要職は国会両院の常任委員会の審査・投票に付されるものとなり、国会の統制が及ぶことになった。

なお、第18条の改正により、大統領は、教書により議会に意思を伝達するが、新たに、両院合同会議に招集された国会で大統領がその意思を表明することができるようになり、この意思表明は大統領の退席後に国会の討議の対象となるが、表決はなされないものとされた。これは、三権分立を前提とした大統領制と比較した場合に、大統領と国会との直接的な接触を認めるもので、興味深いものである。

このように、大統領と首相との二頭制の問題に対して、大統領の優位性を明確にしようとしたサルコジ大統領の企図は、必ずしも十分に反映されてはおらず、むしろ、大統領の権限の行使を国会や憲法院などによって制約する規定が多く設けられ、実質的には、大統領の権限を統制する趣旨での改正となったといえる。

国会の権限の強化に関する改革

国会の地位・権限に関しては、国会の政府統制の権限が強化され、立法過程において政府にこれまで認められていた特権的な権限を制約する改正が施されている。なによりも、第24条の改正により、国会の本質的な役割として、「法律の表決」に加えて、「政府の活動の統制」、「公の政策の評価」という点が憲法上明記され、国会の地位がより明確に位置づけられるようになった。

また、第48条の改正により、議事日程の制度が根本的に改革され、国

会の決定により、政府の優先事項を保障するものだけではなく、政府の活動の統制と公の政策の評価のためのものや野党会派の発案によるものにも、優先的な議事日程が組まれることが規定された。政府の優先事項がなおも多く留保されているとはいえ、憲法規定上は、議事日程の決定を原則として政府が行うものから国会自身が行うものに転換した意味は大きい。

そして、立法過程において、上記の国会による議事日程の決定（第 48 条）、委員会の機能の強化（第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 46 条）、両院議長による法律案の不受理の対抗（第 41 条）迅速手続の行使に対する国会側の拒否権の導入（第 45 条）など、これまで政府主導で進められた立法手続に、国会側の権限が大幅に強化されることになった。

さらに、大統領による文武官の任命に対する国会両院の関与（第 13 条第 5 項）、軍事行動に対する国会への報告と延長の場合の承認（第 35 条）、政府活動の統制と公の政策の評価のため調査委員会の設置（第 52-1 条）、など、行政府に対する統制の機能が強化されている。

そのうえ、国会議員と政府構成員等との兼職禁止に関して、議員の補充に関する規定を改正して、任命時に議員であった政府構成員が、政府の職務を離れた場合には、議員としての議席を回復することが想定されるものとなった（第 25 条第 2 項の改正）。これによって、議院内閣制における兼職を事実上容認するのと同様の効果が生じ、兼職禁止が大幅に緩和されたものといえる。

このように、国会の権限が強化され、その地位の向上が図られているが、当初の第五共和制憲法で極端に抑え込まれた国会の権限が、統治制度の均衡の観点から、この改正によって「回復」されたものにすぎないと評することもできる。

市民の権利保障のための諸制度に関する改革

市民の権利保障のための諸制度の重要な改革としては、憲法院に関わる

改正がある。

まず、係争中の裁判で法律の規定が憲法上の権利・自由を侵害するとの主張がなされた場合に、コンセイユ・デタもしくは破毀院の移送により付託された憲法院が、この法律の規定の合憲性を審査することとなった(第61-1条の新設)。これによって、憲法院の合憲性審査は、従来までの法律の成立以前の事前審査に加えて、法律施行後の事後審査も対象とすることとなり、憲法院がますます合憲性審査機関としての役割を期待されるものとなった。このような市民による違憲の抗弁に基づく事後的な合憲性審査の制度の導入は、ミッテラン政権の下で、1990年3月30日に提出された憲法改正案ならびに1993年3月10日に提出された憲法改正案においても提案されていたが、いずれも改正には至らなかったものである。⁽²⁶⁾

そして、非常事態措置権の発動に関する憲法院の審査(第16条)、国民投票の対象となる議員提出法律案に対する憲法院による事前の審査(第61条)、政府提出法律案の提出要件の適合性に関する憲法院の事前の審査(第39条)など、公権力の行使や立法手続に関して、憲法院がその憲法適合性の判断を求められることがより多くなっている。

さらに、司法官職高等評議会(第65条)、経済社会環境評議会(第69条)が改革され、「権利擁護官(Le Défenseur des droits)」の制度が設けられた(第71-1条の新設)。

このように、2008年7月23日憲法的法律による24回目の改正は、まさに第五共和制憲法の特質を大きく変えるものとなっている。

5. おわりに

第五共和制憲法における統治の仕組みは、政府が大統領とともに行政府の一翼を担って行政権を担当し、政府を構成する首相およびその他の政府構成員が大統領により任免され、また、この政府が議会に対して責任を負

う点で、二元主義型の議院内閣制の統治制度の下にある。だが、大統領権限の強化と議会権限の制約を特徴としていた憲法構造と、大統領優位の憲法運用によって、憲法定後 50 年間にわたって、大統領中心の統治構造が確立していた。その中で、政府は、国会に対しては、立法過程における政府の優先的な権限などを背景に、主導的な役割を果たしてきたが、大統領に対しては、コアピタシオンの時期を除けば、基本的に従属的な立場に置かれていた。

2008 年 7 月 23 日憲法改正によって、議会権限の強化と執行権の統制という改正の理念が憲法規定に反映し、政府に関しては、従来認められていた国会の活動に対する主導的な役割を制約され、憲法構造上は、よりいっそう国会との対等な立場に立たされることになった。大統領の安定的かつ優越的な地位を目指していたサルコジ大統領の意図は、改正された憲法規定には直接反映されず、むしろ大統領権限の制約に関する改正が多く実現し、権力間の均衡の回復と執行権に対する統制が図られたものとなっている。

そして、なによりも、憲法院が、従来までの事前の合憲性審査に加えて、市民からの違憲の抗弁による事後の合憲性審査も対象とすることになった点は、統治制度上ますます憲法裁判所としての機能を強めるものといえることができる。

以上のように、2008 年 7 月 23 日憲法改正は、第五共和制憲法の統治制度を大きく転換するもので、まさに「サルコジ憲法」⁽²⁷⁾と呼ぶのにふさわしい改正であるが、制度は運用いかんで事実上いかようにも転換しうるものであり、この改正による憲法の運用状況に注目する必要がある。

注

- (1) 2008 年 7 月 23 日憲法的法律 (第 2008-724 号) による第五共和制憲法の 24 回目の改正は、その内容と規模からして、これまでで最も大掛かりな改正となった。2008 年 7 月 23 日憲法改正の状況については、藤野美都子「フランス民主

- 主義の勝利? 2008年7月23日憲法的法律」『ジュリスト』第1365号(2008年)102頁、曾我部真裕「フランスの2008年憲法改正の経緯」『法学教室』338号(2008年)4頁-5頁、南野森「フランス—2008年7月の憲法改正について」『法律時報』81巻4号(2009年)92頁以下、光信一宏「15 フランス共和国」(阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』第四版、有信堂、2009年)389頁以下、三輪和宏「フランスの統治機構改革—2008年7月23日の共和国憲法改正—」『レファレンス』700号(2009年)59頁以下、三輪和宏「2008年7月23日のフランス共和国憲法改正」『外国の立法』240号(2009年)139頁以下、参照。なお、2008年7月23日憲法改正後の第五共和制憲法の条文については、以下のものを参照。Constitution française du 4 octobre 1958, Documents d'études n°. 1.04, édition 2008, La documentation Française, La Constitution: Constitution du 4 octobre 1958, Legifrance.gouv.fr, <<http://www.legifrance.gouv.fr/html/constitution/constitution.htm>>.
- (2) 2008年7月23日憲法改正における政府の対議会責任制にかかわる改正点については、拙稿「フランス第五共和制憲法における政府の対議会責任制と2008年7月23日憲法改正」『CHUKYO LAWYER』10号(2009年)7頁以下、参照。
 - (3) 2008年7月23日憲法改正における国民投票制度にかかわる改正点については、拙稿「フランス第五共和制憲法における国民投票制度と2008年7月23日憲法改正」『CHUKYO LAWYER』11号(2009年)1頁以下、参照。
 - (4) 第五共和制憲法に影響を与えたドゴールの憲法構想は、バイユ演説(1946年6月16日)ならびにエピナール演説(1946年9月29日)にも表れている。塚本俊之「シャルル・ドゴールの憲法構想(二)—1958年憲法制定前まで—」早稲田法学75巻4号(2000年)301頁以下、参照。
 - (5) 樋口陽一『比較憲法』(青林書院、全訂第3版、1992年)236頁-237頁、樋口陽一『現代民主主義の憲法思想』(創文社、1977年)17頁-25頁、参照。
 - (6) 深瀬忠一「フランス第五共和制憲法の成立とその基本構造」『ジュリスト』194号(1960年)38頁、参照。
 - (7) 議院内閣制の一元主義型と二元主義型の構造については、樋口陽一「議院内閣制の概念」小嶋和司編『憲法の争点』(新版、1985年)180頁以下、横尾日出雄「フランス議会制研究会」『議院内閣制と議会統治制(一)—フランス憲法と内閣の対議会責任性—』比較法雑誌22巻4号(1989年)60頁以下、参照。
 - (8) 議院内閣制の「合理化」の特質については、横尾日出雄「フランス議会制研

究会]「フランス議会制の信任関係について—内閣・議会の構造的関係と内閣・政党の機能的関係—」比較法雑誌 19 巻 4 号 (1986 年) 47 頁以下、参照。第四共和制憲法における「合理化」については、横尾日出雄「議会制における信任関係について—フランス第四共和制憲法における『内閣の安定化』の方策—」中央大学大学院研究年報 15 号 -1 (上) (1986 年) 37 頁以下、参照。第五共和制憲法における「合理化」については、横尾・前掲「フランス議会制の信任関係について」47 頁以下、勝山教子「フランス第五共和制における『合理化された議院制』の構造とその改革 (一) (二)」同志社法学 40 巻 6 号 (1989 年) 116 頁以下、41 巻 1 号 (1989 年) 125 頁以下。参照。また、日本国憲法における「合理化」の傾向については、横尾日出雄「日本国憲法における『国会 = 内閣』関係について—議院内閣制とその『合理化』の視点から—」植野妙実子編『現代国家の憲法的考察』(信山社、2000) 1 頁以下、参照。

- (9) 樋口・前掲注 (5) 『比較憲法』234 頁。
- (10) 第五共和制憲法の下での議会と政府との信任関係については、横尾・前掲注 (8) 「フランス議会制の信任関係について」47 頁以下、参照。
- (11) 第五共和制憲法における憲法改正の状況については、横尾日出雄「フランスにおける憲法改正と統治構造の変容 (1) (2)」法学新報 108 巻 3 号 (2001 年) 775 頁以下、108 巻 4 号 (2001 年) 125 頁以下、辻村みよ子「フランス共和国解説」初宿・辻村編『新解説世界憲法集』(三省堂、2006 年) 209 頁以下、光信一宏「15 フランス共和国」(阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』第四版、有信堂、2009 年) 389 頁以下、参照。(V. Constitution française du 4 octobre 1958, Documents d'études n°. 1.04, édition 2008, La documentation Française, La revision de la Constitution et le Congrès, assemble-nationale. fr, <<http://www.assemble-nationale.fr/connaissance/revision,asp>>.)
- (12) これまでの 24 回の憲法改正のうち、第 1 回目の旧「フランス共同体」に関する改正 (1960 年 6 月 4 日憲法的法律) は、「共同体」の変更に關して第 89 条の例外として規定された旧第 85 条の手續により行われたものであり、また、第 2 回目の大統領の選出方法の変更に關する改正 (1962 年 11 月 6 日憲法的法律) は、国民投票による法律の制定手續を定めた第 11 条によって實現したものである。
- (13) 2005 年 3 月 1 日憲法的法律第 2005-204 号によって、憲法改正は成立したが、その後の憲法第 11 条に基づく国民投票によって、欧州憲法制定条約の批准案が否決されたため、批准されることを前提とした憲法改正箇所 (新たに第 15 章を創設した部分) は、凍結状態にある。

- (14) 2007年のフランス大統領選挙に関しては、財団法人自治体国際化協会『2007年フランス大統領選挙』（CLAIR REPORT 304号、2007年）、参照。
- (15) サルコジ候補ならびにロワイヤル候補の選挙公約をはじめとして、2008年7月23日憲法改正の経緯や内容について、三輪・前掲注（1）「フランスの統治機構改革—2008年7月23日の共和国憲法改正—」59頁以下が詳しく紹介・分析している。
- (16) Décret n° 2007-1108 du 18 juillet 2007 portant sur la création d'un comité de réflexion et de proposition sur la modernization et le rééquilibrage des institutions de la V^e République.
- (17) Lettre de mission du Président de la République au Premier ministre Edouard Balladur, le 18 juillet 2007.
- (18) パラデュール委員会の報告書については、以下のものを参照。Comité de réflexion et de proposition sur la modernization et le rééquilibrage des institutions de la V^e République, Une V^e République plus démocratique, Fayard, La documentation Française, 2008.
- (19) 大統領が憲法改正のための委員会を設置し、憲法全体にかかわる改正を検討して具体的な提案を報告書として取りまとめたスタイルは、ミッテラン政権末期に、大統領が憲法改正構想を示して、憲法改正諮問委員会（ジョルジュ・ヴデル氏が委員長となり、通称「ヴデル委員会」と呼ばれる。）を設置し（1992年12月2日）、「より明確に定義された行政府」、「より活動的な国会」、「より存在感のある市民」、を3つの柱とする報告書を提出した（1993年2月15日）場合と、同様である。

しかし、このときには、ヴデル委員会の憲法改正提案を受けて、司法権・憲法院にかかわる内容の憲法改正案と公権力の組織にかかわる憲法改正案の2つの憲法的法律案を別個に議会に提案した（3月10日）が、その直後の国民議会選挙で、大統領与党の社会党が敗退し、コアピタシオン（保革共存政権）の状況下で新たに組織されたパラデュール首相の政府は、前者の憲法改正案のみ審議対象とし、その一部が憲法改正として実現した（司法制度改革に関して、1993年7月27日憲法的法律第93-952号）が、後者は廃案となった経緯がある。

したがって、ヴデル委員会の憲法改正提案は、そのほとんどが改正には至らなかったが、今次のパラデュール委員会の憲法改正提案は、政府の憲法改正案に具体化され、2008年7月23日憲法改正として実現されることになる。そして、パラデュール委員会の憲法改正提案は、事実上このヴデル委員会の提案を発展的に具体化したものも多く、しかも、パラデュール委員長は、ヴデル委員

会案に依拠した憲法改正案を廃したときの政府の首相であったという関連がある。ヴデル委員会の憲法改正提案とその動向については、横尾日出雄「フランスにおける国民投票とその改革の動向 — ミッテランの改革構想と1995年憲法改正による国民投票の改革 —」(『名古屋短期大学研究紀要』第41号、2003年) 95頁 - 101頁、参照。

- ⑳ Lettre du Président de la République au Premier ministre François Fillon, le 18 novembre 2007.
- ㉑ Projet de loi du 23 avril 2008, Revue française de Droit constitutionnel, Numéro hors-série, 2008, pp. 290-296.
- ㉒ Loi constitutionnelle n° 2008-724 du 23 juillet 2008 de modernisation des institutions de la V^e République.

なお、この憲法的法律の施行日は、各条項によって、公布日たる2008年7月24日から施行される条項、2009年3月1日から施行される条項、関連する組織法律または通常法律の定める要件に従って施行される条項、に大別される。

- ㉓ 2008年7月23日憲法改正後の第五共和制憲法の条文については、以下のものを参照。Constitution française du 4 octobre 1958, Documents d'études n°. 1.04, édition 2008, La documentation Française, La Constitution: Constitution du 4 octobre 1958, Legifrance. gov. fr, <<http://www.legifrance.gov.fr/html/constitution/constitution.htm>>.
- ㉔ 2005年3月1日憲法的法律第2005-204号によって、欧州憲法制定条約に関する憲法改正は成立したものの、その後の憲法第11条に基づく2005年5月29日国民投票により、欧州憲法制定条約の批准案が否決されたため、批准されることを前提とした憲法改正箇所(新たに第15章を全面改正した部分)は、凍結状態になっていた。

しかし、新たな欧州憲法条約となるリスボン条約の署名を受けてなされた2008年2月4日憲法改正を経て、欧州憲法制定条約の批准案の否決により凍結状態になっていた諸規定は、新第15章「欧州連合」(第88-1条乃至第88-7条)に関する諸規定として、条約発効の日より施行されることになっており、2008年7月23日憲法改正でも、さらに若干の規定が改正されている。したがって、この第88-5条を含む第15章「欧州共同体及び欧州連合」(第88-1条乃至第88-5条)に関する諸規定は、リスボン条約の発効によって、新第15章「欧州連合」(第88-1条乃至第88-7条)に関する諸規定に引き継がれることになる。

- ②5) V. Comité de réflexion et de proposition sur la modernization et le rééquilibrage des institutions de la V^e République, Une V^e République plus démocratique, Fayard, La documentation Française, 2008, pp. 28-35.
- ②6) ミッテラン政権の下の1990年の憲法改正の試み、ならびに1993年の憲法改正の試みについては、横尾・前掲注(11)「フランスにおける憲法改正と統治構造の変容(2)」149頁 - 115頁、参照。
- ②7) V. Bastian François, La Constitution Sarkozy, Odile Jacob, 2009.